

令和 5 (2023) 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：みよし市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	75.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.5%
うち 任期付職員	49.3%
うち 再任用職員	113.8%
うち 会計年度任用職員	96.0%
全職員	79.9%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額になっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.9%
本庁課長相当職	86.9%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	92.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	99.0%
26～30年	87.2%
21～25年	88.3%
16～20年	79.5%
11～15年	80.7%
6～10年	90.5%
1～5年	70.9%

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員について、男女の給与の差異が生じている背景には、以下の要因がある。

1 給与水準が高い医師による影響

みよし市民病院で勤務する医師は、他の職種と比較して給与水準が高い。

任用している医師の内訳は、男性10人、女性4人。本庁部局長・次長相当職は男性4人、女性0人、本庁課長相当職は男性4人、女性2人となっている。そのため、任期の定めのない常勤職員全体と、役職段階別のうち本庁部局長・次長相当職の項目で男女の給与の差異が大きくなる要因となっている。

2 扶養手当による影響

扶養手当については、支給を受けた職員の延べ人数2,081人のうち、1,766人(84.9%)は男性職員となっている。このため、広い世代で男女の給与の差異が大きくなる要因となっている。

3 時間外勤務手当による影響

時間外勤務手当については、支給人数に目立った違いはないが、一人当たりの平均支給額が男性43,976円、女性27,843円となっており、役職段階別のうち本庁課長補佐相当職以下と勤続年数別20年以下の項目で男女の給与の差異が大きくなる要因となっている。

4 男女の勤続年数の違いによる影響

事務職については、ここ数年女性職員の採用者数が伸びていること、保育職及び医療職については、離職率が高い職種であることもあり、勤続年数が短い職員が多い傾向がある。男性職員全体のうち、勤続年数15年以下の職員の割合は31.3%なのに対し、女性職員全体のうち、勤続年数15年以下の職員の割合は68.7%となっており、男女の給与の差異が大きくなる要因となっている。

また、勤続年数別の比較で1～5年目の項目で男女の給与の差異が大きくなっているのは、給与水準が高い男性医師の採用者が含まれているためである。

任期の定めのない常勤職員以外のうち会計年度任用職員について、女性は、一般事務職や資格職に続き、看護師として任用されている職員が多いため、報酬水準が高い非常勤講師や専門官職として任用される傾向にある男性と比較しても、女性の方が報酬の水準が高くなっている。